

# 公認心理法施行にあたって

箱田 裕司  
京都女子大学

# 公認心理師カリキュラム案の問題点

## 学部のカリキュラム

1. **卒論がない。**
  - 学部で学んだことの集大成ができるのか？（学会会議参照基準の強調点）
2. 心理学実験が復活したのは評価できるが、実証的態度の養成に**十分な時間か？**
3. 多い中黒（・）科目。例えば、「知覚・認知心理学」、「学習・言語心理学」、「感情・人格心理学」、「社会・集団・家族心理学」。2単位科目であれば、授業内容の希薄化が劇的に進む。
4. 「**関係行政論**」
  - 保健医療分野、福祉分野、教育分野、司法・犯罪分野、産業・労働分野に関係する法律、制度。これを講義できる**人材を確保**できるのか？
5. **諸科目を統合する科目の不在**
  - 人間の心には様々な側面がある。それらを**統一的に説明する概念**が必要。

# 例えば、進化心理学の視点

- 人間の様々な心の働きは、人間がこれまで環境に適応し、生き残っていく上で役立ってきた。
- この視点で考えると心の多くの機能の意味が理解できる。
- そのような視点は様々な人間の心の働きを統合的に理解する視点の一つである。
- しかし、「公認心理師」のカリキュラムには、進化心理学などの科目は含まれていない。
- 統合されない、知識の断片。
- かといって、例えば、「知覚・認知心理学」の科目の中にこの内容を含めるのは、時間的に無理。

- 大学院のカリキュラム

- 心理実践実習(450時間)

- **教員がこのような長時間張り付くことができるか？**

- **実習の場**をどこに確保できるか？実際に実習場所の**確保をめぐって競争**が起こっている

(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野の施設のうち、3分野以上の施設において、実習。ただし、医療機関(病院又は診療所)は必須とする)

- 医療現場の重視

- この資格は汎用と謳いながら、実態は「**医療心理師**」養成カリキュラムではないか？

- 実習及び演習を担当する教員の要件(以下のいずれも満たす者)

- 1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
- 2. 所定の講習会を受講した者

- ただし、経過措置として当分の間は、大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に従事した者も可とする。

- 実習及び演習を担当する教員の配置人数

- **実習生5人につき教員1名以上**  
教員の負担、人材確保の問題

# それでも、公認心理師に対応するのか？

- 心理学では初めての**国資格**！
- 医療現場への活躍が期待できる、待遇の改善。**医療行為として保険点数化。今は医療現場でサイコロジストは事務員扱いでしかない。**
- 公認心理師養成大学への**就職の機会拡大**
  - だが、18歳人口の減少、定員割れ大学への私学助成金の削減などの影響
- 目下のところ医療現場しか活躍の舞台がないのは我々自身の責任でも。
  - 例えば、司法・犯罪領域で大学院教育の養成プログラム(座学や実習)について考えているか？
  - 産業・組織領域では？
- 公認「医療」心理師にしないためには、他領域の人材養成について考える必要がある。5年後の見直しまでは考えなくては！